

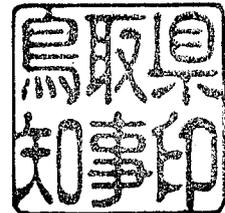
諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第8項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第8項の規定により諮問します。

平成29年1月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治



鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可船舶に対する<u>停泊命令</u>及び検査)</p> <p>第52条 知事は、<u>漁業の許可を受けた者</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、<u>停泊港及び停泊期間</u>を指定して<u>当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊</u>を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による<u>停泊期間</u>は、40日を超えないものとし、同項後段の規定による<u>停泊期間</u>は、10日を超えないものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(許可船舶に対する<u>てい泊命令</u>及び検査)</p> <p>第52条 知事は、<u>漁業の許可に係る船舶</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、<u>てい泊港及びてい泊期間</u>を指定して<u>当該船舶のてい泊</u>を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による<u>てい泊期間</u>は、40日を超えないものとし、同項後段の規定による<u>てい泊期間</u>は、10日を超えないものとする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>(船長等の乗組みの制限等)</p> <p>第53条 知事は、<u>漁業の許可を受けた者</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶</u>の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(船長等の乗組みの制限等)</p> <p>第53条 知事は、<u>漁業の許可に係る船舶</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該船舶</u>の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(無許可船舶に対する<u>停泊命令</u>)</p> <p>第54条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで<u>当該漁業を営んだ</u>事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶</u>の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、<u>停泊港及び停泊期間</u>を指定して当該船舶の<u>停泊</u>を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>停泊期間</u>は、40日を超えないものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(無許可船舶に対する<u>てい泊命令</u>)</p> <p>第54条 知事は、合理的に判断して船舶が漁業の許可を受けないで、<u>当該許可を要する漁業に使用された</u>事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶</u>の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、<u>てい泊港及びてい泊期間</u>を指定して当該船舶の<u>てい泊</u>を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>てい泊期間</u>は、40日を超えないものとする。</p> <p>3 略</p>

<p>(停船命令)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 前項の停船命令は、<u>同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、次に掲げる信号を用いて行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>様式第13号による信号旗Lを掲げる。</u></p> <p>(2) <u>サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</u></p> <p>(3) <u>投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</u></p> <p>3 前項において、「<u>長音</u>」又は「<u>長光</u>」とは、<u>約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</u></p>	<p>(停船命令)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 前項の停船命令には、<u>次の各号に掲げる信号を用いるものとする。</u></p> <p>(1) <u>昼間にあつては、様式第13号による停船信号の旗を掲げ、又は約1秒の間隔をもって、汽角、汽笛、その他の音響器により長声1発及び短声4発を連発するものとする。</u></p> <p>(2) <u>夜間にあつては、約1秒の間隔をもって、せん光により長光1せん及び短光4せんを連せんし、又は前号と同様の音響信号をするものとする。</u></p> <p>3 前項において、「<u>長声</u>」又は「<u>長光</u>」とは<u>約4秒から6秒までの音響又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは約1秒の音響又はせん光をいう。</u></p>
---	---

第2条 鳥取県海面漁業調整規則の一部を次のように改正する。

別表中「第一種共同漁業」を「第1種共同漁業」に改める。

様式第13号中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する鳥取県海面漁業調整規則第52条、第53条及び第54条の規定の適用については、なお従前の例による。

鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

平成14年12月に水産庁から許可船舶に対する停泊命令等の行政処分に係る規定の見直しについて方針が示され、今般関係者との調整が整いました。ついては、鳥取県海面漁業調整規則を以下に記載の理由により改正する必要があるため、漁業法第65条第8項、水産資源保護法第4条第8項の規定に基づき、改正案について鳥取海区漁業調整委員会に意見を求めます。

■改正する条項

第52条（許可船舶に対するてい泊命令及び検査）
第53条（船長等の乗組みの制限等）
第54条（無許可船舶に対するてい泊命令）
第56条（停船命令）

■改正内容

- (1) 停泊命令の対象となる船舶を漁業の許可に係る船舶から漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶に拡大する。
- (2) 漁業監督吏員が停船命令に使用する信号を国際的に広く認知されている国際海事機関が定めた方法に変更する。

■第52条、53条、54条の改正を行う理由

現状	規則第52条において、漁業の許可を受けた船舶につき漁業に関する法令等に違反する事実があると認める場合について、停泊港及び停泊期間を指定して、当該船舶の停泊を命ずることができることを規定。
課題	この規定に対しては、一部の県において、違反漁業者が停泊命令の対象が違反時に使用した船舶に限られるものと解釈し、処分を免れんがための代船で操業するような悪質な事例が発生（本県該当なし）。
対応	本県における適正な停泊命令処分の実行性を確保するため、当該規定及び規則第53条並びに54条について、当該規定を違反船舶に着目した規定から違反漁業者に着目した規定へと改正する。

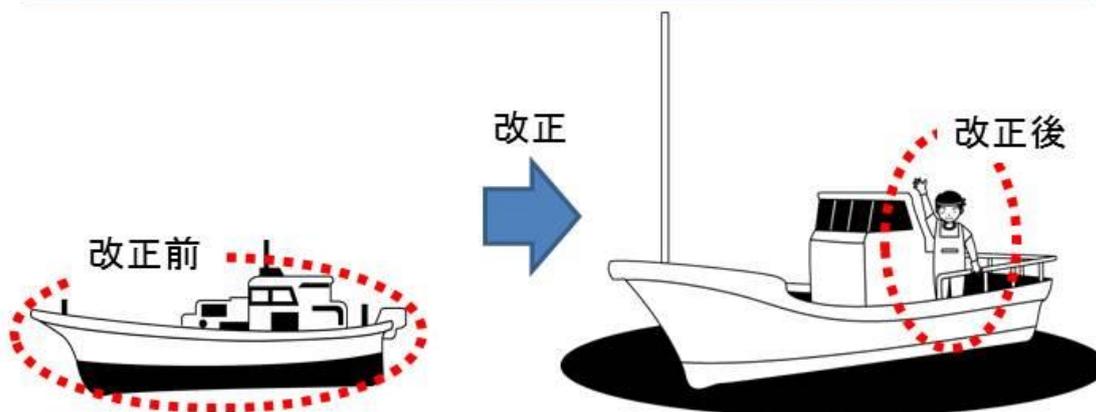
■第56条の改正を行う理由

現状	規則第56条において、漁業法第74条第3項に基づく検査又は質問をするため必要があるときは、漁業監督吏員は漁業に従事する船舶の船長等に対し停船を命ずることができるとし、その際の停船命令の信号を規定。
課題	国際海事機関（IMO）の定めるLの信号が漁業取締りの現場で浸透し一般化している中、規則で定められた信号で停船しない場合にはIMOの定めるLの信号を併用して対応している状況にあり、洋上取締りの現場において、取締りの迅速性に支障を来し始めている。
対応	漁業取締り実務を円滑におこなうため、国際的に広く認知されているIMOの定めるLの信号を採用する改正を行う。

鳥取県海面漁業調整規則の改正

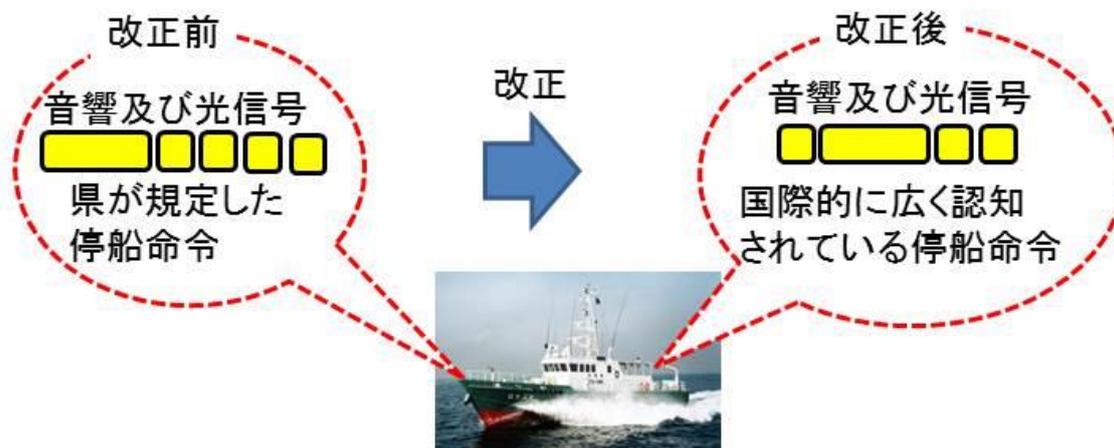
許可船舶に対する停泊命令等の行政処分に係る規定の整備 (規則第52～54条)

許可船舶に対する停泊命令等の行政処分に係る規定について、違反船舶に着目した規定から違反漁業者に着目した規定へと変更



漁業監督吏員が停船命令に使用する信号の変更 (規則第56条)

漁業監督吏員が停船命令に使用する信号(音響、光、旗)を国際的に広く認知されている国際海事機関が定めた方法に変更



5 2, 5 3、5 4 条の具体的な例

5 2 条・5 3 条

【違反者が許可を受けていた場合】

許可受有者 A 許可漁業 小型まき網漁業
許可船舶 B 丸 (船舶ごとの許可のため、B 丸も許可対象)

↓

B 丸で操業中、漁業法令違反

↓

B 丸の停船命令を回避するために
C 丸に代船

↓

許可受有者 A 許可漁業 小型まき網漁業
許可船舶 (許可を受けた者の使用に係る船舶) C 丸

以前は、B 丸にしか停泊命令をかけることができなかったが、
改正後はC 丸にも停泊命令をかけることができるようになる。

5 4 条

【違反者が無許可の場合】

無許可操業者A 小型まき網漁業を操業
使用船舶 B 丸

↓併せて

B 丸で操業中、漁業法令違反

↓

B 丸の停船命令を回避するために
C 丸に代船

↓

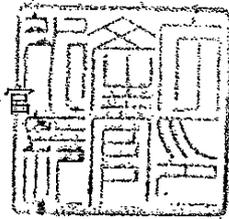
無許可操業者A 使用船舶C 丸

以前は、B 丸にしか停泊命令をかけることができなかったが、
改正後はC 丸にも停泊命令をかけることができるようになる。

14水管第2860号
平成14年12月12日

鳥取県知事 殿

水産庁長官



都道府県漁業調整規則例の一部改正について

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令が平成14年8月1日に施行されたこと及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成15年4月1日から施行されること等を踏まえ、下記の理由により、別添1のとおり都道府県漁業調整規則例（平成12年6月15日付け12水管第1426号水産庁長官通知）の一部を改正するので、業務の参考とされたい。

記

1. 許可船舶に対する停泊命令等の行政処分に係る規定の不備是正（第53～55条関係）

漁業調整規則例（以下「規則例」という。）第53条においては、知事は、漁業法第66条第1項又は規則例第7条に基づき漁業の許可を受けた船舶につき漁業に関する法令等に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該船舶の停泊を命ずることができることとされている。

しかしながら、近年、一部の県において、違反漁業者が停泊命令の対象が違反時に使用した船舶に限られるものと解釈し、処分を免れんがために代船申請を行おうとするような悪質な事例が発生している。

一方、規則例第53条の現在の規定ぶりは、明示的にこのような代船について停泊命令を行えるものとはなっていないため、この点について明確な根拠を欠いている現状であり、停泊命令という重大な不利益処分を遂行するにあたって実務上の支障が生じているところである。

このため、適正な停泊命令処分の実効性を確保する観点から、今後このような船舶の使用権等を移転することによる処分逃れを未然に防止するため、

許可船に対する停泊命令について、違反船舶に着目した規定ぶりから、違反漁業者に着目した規定ぶりに改めることとする。また、条文の規定上同様の問題を抱える規則例第54条（船長等の乗組み禁止命令）及び第55条（無許可船舶に対する停泊命令）についても、同様の改正を行うこととする。

なお、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）、承認漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）及び小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）の行政処分に係る規定については、同様の観点から平成14年8月1日に改正が行われたところである（別添2参照）。

2. 漁業監督吏員が停船命令に使用する信号の変更（第57条関係）

規則例第57条においては、漁業法第74条第3項に基づく検査又は質問をするため必要があるときは、漁業監督吏員は漁業に従事する船舶の船長等に対し停船を命ずることができるとし、その際の停船命令の信号（長声一発、短声4発ほか）を規定している。

これらの信号は、漁業監督官が同様の停船命令を行うときの信号を規定した指定省令第74条等の規定に倣ったものであるが、指定省令の当該規定については、近年漁業取締り分野において国際基準への対応が要請されていることから、国際的に広く認知されている国際海事機関（IMO）が定めたLの信号（短音1回、長音1回、短音2回ほか）を採用することとし、本年8月1日に所要の改正が行われたところである（別添2参照）。

このため、漁業取締り実務上、指定省令等に基づき漁業監督官が用いる信号と都道府県漁業調整規則（以下「規則」という。）に基づき漁業監督吏員が用いる信号を同一のものとしておくことが望ましいことから、規則例第57条の停船命令の信号についても指定省令の規定に合わせるべく、所要の改正を行うこととする。

3. 非漁民の漁具漁法の制限におけるまき餌釣漁法等の解除（第51条）

平成15年4月1日から遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号。以下「改正法」という。）が施行され、遊漁船業について、届出制から登録制に移行されるほか、業務規程の届出、遊漁船業務主任者の選任、水産動植物の採捕に関する規制内容の周知等が遊漁船業者に義務づけられるとともに、業務改善命令等の都道府県知事の監督権限に関する規定が設けられる等、大幅な規制強化が行われることとされている。

2 (略)

(無許可船舶に対する停泊命令)

第五十五条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けずして当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締りに必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2
3 (略)

2 (略)

(無許可船舶に対する停泊命令)

第五十五条 知事は、合理的に判断して船舶が当該漁業の許可を受けずして当該漁業に使用された事実があると認める場合において、漁業取締りに必要があるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2
3 (略)

第五十六条 (略)

第五十六条 (略)

(停船命令)

第五十七条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 別記様式十二号による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(停船命令)

第五十七条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令には、次に掲げる信号を用いるものとする。

一 屋間にあつては、別記様式第十二号による停船信号を掲げ、又は約一秒時の間隔をもつて、汽角、汽笛その他の音響器により長声一発及び短声四発を連続する。

二 夜間にあつては、約一秒の間隔をもつて、せん光により長光一せん及び短光四せんを連せんし、又は前号と同様の音響信号をする。

3 前項において、「長声」又は「長光」とは、約四秒から六秒までの音響又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは、約一秒時の音響又はせん光をいう。

第五十八条(第六十五号) (略)

第五十八条(第六十五号) (略)

別記様式第12号
備考

1 (略)

2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。

3 (略)

別記様式第12号
備考

1 (略)

2 この旗は、政府間海事協議機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。

3 (略)

第201600150098号

平成29年2月日

鳥取県知事 平井伸治様

鳥取海区漁業調整委員会

会長 渡部 俊明

鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について（答申）

平成29年1月5日付けで諮問のあったこのことについては、平成29年2月21日に開催した第362回鳥取海区漁業調整委員会において審議した結果、原案に同意します。

担当：委員会事務局 志村

電話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131